

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：21201
研究種目：若手研究
研究期間：2019～2022
課題番号：19K13884
研究課題名（和文）シェアリングエコノミーにおける個人請負就労者の労働者保護の範囲に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Scope of Worker Protection for Dependent Contractor in the Sharing Economy

研究代表者
柴田 徹平（Shibata, Teppei）

岩手県立大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：10806061
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、シェアリングエコノミーにおける個人請負就労者の労働者保護政策の基本的な枠組みを明らかにすることを目的とした。具体的には、個人請負就労者が労働者として保護される場合の条件を明らかにした。明らかになったことは、以下のとおりである。フードデリバリー配達員は、労務下請である。またアルゴリズムによる管理の内実次第では、偽装請負になる可能性がある事が明らかになった。しかし、アルゴリズムは公開されていないため、適切な保護を及ぼすためには、アルゴリズムの公開が必要である。またアルゴリズムが配達員に対して、どのような管理や統制を行っているのかを調査することが重要である、ということが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年では、世界的にもシェアリングエコノミーで就業する個人請負就労者に対する労働条件の最低基準規制やアルゴリズムの公開を求める立法が整備され始めている。一方で日本ではそうした動きは弱い。本研究の社会的意義は、日本でシェアリングエコノミーで就業する個人請負就労者に対する有効な政策として、アルゴリズムの公開と労働条件の最低基準規制の必要性を明確にできたことにある。つまり、これらの政策を実施しなければ、個人請負就労者は、ワーキングプア化や過労死に至るリスクを抱えていることが明らかになった。本研究によって、日本の個人請負就労者政策が欧米並みに発展する可能性があり、ここに本研究の学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to identify the basic framework of labor protection policies for Dependent contractors in the sharing economy. Specifically, the conditions under which a Dependent contractor is protected as a worker were clarified. The clarifications are as follows. Food delivery workers are labor subcontractors. It also became clear that, depending on the nature of the algorithmic control, it could be a false contractor. However, the algorithm is not publicly available, so it is necessary to make the algorithm public in order to exert proper protection. It also became clear that it is important to investigate what kind of management and control the algorithm has over the delivery person.

研究分野：社会学

キーワード：プラットフォーム労働 アルゴリズム 労務管理 労働者保護 個人請負就労者

1. 研究開始当初の背景

個人請負就労者とは「個人自営業者であっても、1つの企業と専属の委託業務契約や請負契約を交わし、人を雇わずに就業するといった雇用と非雇用の区別がつきにくい層をさし、既存の制度や法律の適用から漏れている者」(厚生労働省 2010)と定義され、労働者保護適用から排除される層の保護が課題となっている。古くは貧困研究において、個人請負就労者は企業に安価な使い捨ての労働力として活用され、日本の貧困層の大きな層を形成していることが明らかにされた(江口 1980)。ところで彼・彼女らの活用は米国や欧州各国でも進んでおり、労働者保護からの漏出が社会問題となり(Pedersini 2002)、ILO は個人請負就労者の法的保護を勧告した(雇用関係勧告 198号)。一方、日本の個人請負就労者も 120 万人に上り多様な産業・職種で活用されているが(脇田編 2011)、先行研究では保護される者とされない者(起業・経営支援を必要とする者)の境界線を明らかにする理論は明らかにされてこなかった。この点は海外研究でも同様であり、先の ILO 条約の法的保護の方法も明確な境界線を設けるのではなく、複数の基準を設けてそのうち 1 個以上が該当すれば、労働者保護を行う必要があるとする推定主義である。

これに対して、私は、建設職種において個人請負就労者の三類型論という理論を明らかにし、保護と非保護の境界線を確定させた(柴田 2017)。この理論は学会において、個人請負就労者の保護政策の枠組み構築に資するだけでなく、他職種への適用可能性を有している点が高く評価された。ところで近年、個人請負就労者の活用はシェアリングエコノミーにおけるプラットフォーム企業による活用という新たな展開を見せている。シェアリングエコノミーとは、「場所・乗り物・モノ・人・お金等をネット上のプラットフォームを介して個人間で貸借や売買、交換することでシェアしていく新たな経済」(シェアリングエコノミー協会 2017)と定義されており、例えば、プラットフォーム企業大手の民泊サイトで知られる Airbnb や配車サービス会社の Uber においても個人請負就労者の活用が経営モデルのコアとなっている。しかし、このような新たな領域で就業する個人請負就労者と既存の経済で就業する個人請負就労者の相違点やその相違点に基づく労働者保護政策とその対象範囲は明らかにされてない。

本研究では、上述した学術的背景を踏まえて、既存の個人請負就労者の保護政策の枠組みである三類型論をシェアリングエコノミーで就業する個人請負就労者にどこまで用いることができるのか、適用できない新たな特徴があるのであれば、それはどのようなものであり、三類型論をどのように改良する必要があるのかを解明する。

2. 研究の目的

本研究の目的は、既存経済における個人請負就労者の労働者保護の理論として私が明らかにした「三類型論」の理論を用いて、シェアリングエコノミーにおける個人請負就労者の労働者保護の範囲を確定する理論を解明することである(図 1)。

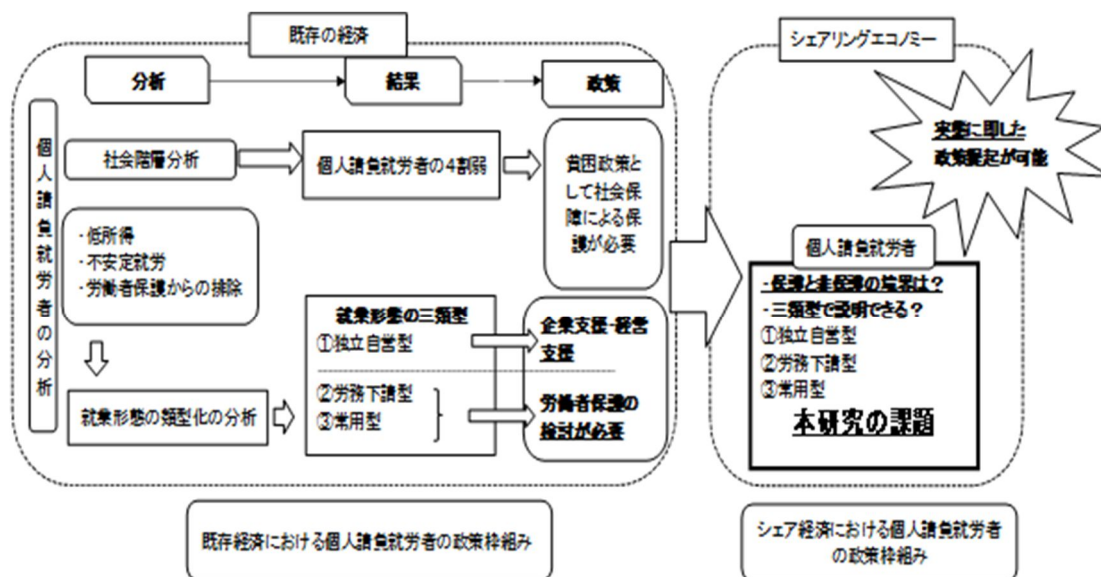


図1 研究の全体構想と本研究の課題

本研究の学術的独自性と創造性は、シェアリングエコノミーにおける個人請負就労者の労働者保護政策の理論を明らかにすることで、筆者がこれまでに解明した既存経済のそれと合わせて個人請負就労者全体の労働者保護政策に関する理論の解明が期待されること、労働者保護の対象を明らかにすることで、起業・経営支援の対象となる個人請負就労者も明確にでき、個人請負就労者の政策を具体的かつ体系的に実施することができるようになること、である。

3. 研究の方法

本研究では、日本国内でフードデリバリーサービスを展開するプラットフォーム大手企業である A 社と同社で働く個人請負就労者、プラットフォーム企業が加盟するシェアリングエコノミーの業界団体 B 社、個人請負就労者の仲介・育成事業を行っている C 社への聞き取り調査を行い、その調査の分析によって、本研究の目的を達成する方法を取った。

2019 年度は、シェアリングエコノミーの市場動向の把握およびプラットフォーム企業の経営戦略の解明することを目的に研究を進めた。そのために第一に、4 月から 8 月には日本のシェアリングエコノミーの状況、プラットフォーム企業の経営戦略を先行研究により明らかにした。その上で、プラットフォーム企業の経営モデルに関する理論仮説を立てた。第二に、9 月から 3 月にはプラットフォーム企業の経営戦略の理論仮説の検証を行った。また検証を行うために業界団体の A 社、フリーランス仲介業の B 社、プラットフォーム企業の C 社へのインタビュー調査を行った。

2020 年度の目標は、プラットフォーム企業の経営戦略の下における個人請負就労者の活用方法と個人請負就労者の働き方に関する理論仮説の解明および 3 年目に行う個人請負就労者への本調査に向けた予備調査の実施であった。そのために前期(4~8 月)は、1 年目のインタビュー調査を踏まえて、プラットフォーム企業 A 社における個人請負就労者の活用の形態について三類型論を用いて解明する。後期(9~3 月)は、前期で解明した活用形態をもとに、3 年目に個人請負就労者へ行うインタビュー調査の調査票を作成する。また調査票作成の過程では、予備調査を実施し、調査票のブラッシュアップを行う、という予定であった。

しかし、Covid19 の感染拡大の影響で、計画通りに進めることができなかった。前期の予定については、個人請負就労者の活用形態についてインタビュー調査を踏まえて明らかにすることであったが、A 社における個人請負の形態が労務請負型である事は、明らかになったが、プラットフォーム企業と個人請負就労者の関係(労使関係モデルとして)について追加調査が必要になることが明らかになり、その調査の実施を行った。一方で、後期の予定については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、予備調査の実施が困難になり、予備調査の実施と調査票のブラッシュアップができなかった。

その反省点を踏まえて 2021 年度は、オンラインでの調査体制の確立とオンラインでの調査の承諾を調査対象者から得ていく事で前年に実施できなかった予備調査の実施と調査票のブラッシュアップを行う予定であったが、調査体制の確立後は、本調査までが順調に進み、盛岡と東京においてフードデリバリープラットフォームで働くフリーランス 20 人に本調査を実施した。また本調査を実施する過程で本研究の目的を達成するためには、フリーランスに対する量的調査を実施する必要がある事が明らかになったので、その調査を 2022 年度に実施した。

4. 研究成果

明らかになったことは、以下のとおりである。三類型論とは、個人請負就労者を独立自営型、労務下請型、常用型の三つに区分し、労務下請型は、労働基準法上の労働者とは必ずしも言えないが一部労働法の適用をすべき存在である事、常用型は偽装請負に当たるので、労働法を適用すべき存在である事、というものである。以上の三類型をシェアリングエコノミーにおけるフリーランスであるフードデリバリー配達員に当てはめてみると、フードデリバリー配達員は、アルゴリズムによる管理の内実次第では、常用型(偽装請負)になる可能性がある事が明らかになった。しかしながら、アルゴリズムは公開されていないため、適切な保護を及ぼすためには、アルゴリズムの公開またはアルゴリズムが配達員に対して、どのような管理統制を行っているかの調査研究を進めることが重要であることが明らかになった。

アルゴリズムによる管理の内実を明らかにするために、量的調査を実施した。その結果、インセンティブ収入(ボーナスのようなもの)の額や頻度においてアルゴリズムによる管理がなされていることが明らかになった。またアルゴリズムによる管理の実態が明らかにされていない現状でも、フードデリバリー配達員は、労務下請型であることは間違いがないので、就業条件に関する何らかの最低基準がないと、ワーキングプア、不安定就労に陥る可能性が高い存在であることも明らかになった。

近年では、欧州委員会が 2021 年に出した「プラットフォーム労働における労働条件の改善に関する指令」にみられるように、世界的にもシェアリングエコノミーで就業するフリーランスに対する就業条件の最低基準規制やアルゴリズムの公開を求める立法が整備され始めている。一方でわが国ではそうした動きはまだ弱い。例えば、日本では 2021 年 3 月に内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が発表され、2023 年 2 月には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」が国会に提出されたが、これらの通達や法律は、アルゴリズムの公開や最低基準規制に踏み込んでいない。本研究の意義は、我が国においてシェアリングエコノミーにおけるフリーランスとして最もポピュラーであるフードデリバリー配達員の実態調査から、世界的な動きと同じく、アルゴリズムの公開と最低基準規制の意義を明確にできたことにある。つまり、これらの政策を実施しなければ、フードデリバリー配達員は、ワーキングプア化や過労死に至るリスクを抱えていることが明らかになった。こうした実態を明らかにしたことは、日本のシェアリ

ングエコノミーの政策枠組みを検討していく上で、重要なエビデンスであるとする。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Teppei Shibata	4. 巻 12
2. 論文標題 CAPITAL-LABOR RELATIONS IN THE JAPANESE CONSTRUCTION INDUSTRY	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 World Review of Political Economy	6. 最初と最後の頁 519-540
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.13169/worlrevipoliecon.12.4.0519	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 柴田徹平	4. 巻 6号
2. 論文標題 首都圏の建設個人請負就労者の報酬構造とその特徴	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 建設政策研究	6. 最初と最後の頁 3 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柴田徹平	4. 巻 272号
2. 論文標題 建設業一人親方の「労働問題」の特殊性と偽装請負	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 37 49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柴田徹平	4. 巻 22号
2. 論文標題 建設産業における人材不足の社会経済的背景と今後の政策課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 岩手県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 43 - 56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柴田徹平	4. 巻 29号
2. 論文標題 個人請負就労者は就業条件を自律的に決定できるのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労務理論学会誌	6. 最初と最後の頁 109 - 122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柴田徹平、小尾晴美、五十畑浩平	4. 巻 29号
2. 論文標題 「人材不足分野」における労働実態と労務管理の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労務理論学会誌	6. 最初と最後の頁 163 - 168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 柴田徹平
2. 発表標題 建設産業における人材不足の現状と労務管理の課題
3. 学会等名 労務理論学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柴田徹平
2. 発表標題 建設個人請負就労者活用企業の特徴と労働者保護政策
3. 学会等名 労務理論学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柴田徹平
2. 発表標題 個人請負就労者の労働条件決定と労働者保護のあり方～建設職種を事例として～
3. 学会等名 社会政策学会東北部会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柴田徹平
2. 発表標題 プラットフォームエコノミーにおけるフリーランスの「労働問題」の特徴と政策課題～フードデリバリープラットフォームを事例に～
3. 学会等名 社会政策学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 柴田徹平
2. 発表標題 日本におけるフリーランスの実像～なぜ持続困難なのに再生産されるのか～
3. 学会等名 日本労働社会学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 柴田徹平
2. 発表標題 ギグワーカーはどのような自律性を持ち得ない時に労働協約・労働法による保護が必要となるのか～フードデリバリーを事例として～
3. 学会等名 労務理論学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

岩手県立大学 教育研究者総覧
http://souran.iwate-pu.ac.jp/html/200000184_ja.html

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------